

Q9-5 移転価格報告書について教えてください。

台湾では、一定の条件(Q9-6 参照)を満たさない限り、移転価格報告書の作成(文書化)が義務付けられています。移転価格文書化制度は、自社の関連者との取引が独立企業間価格で行われていたことを立証するための文書の作成を納税者に義務付ける制度で、台湾だけではなく、日本、アメリカ、イギリス、ドイツなど多くの OECD 加盟国や中国などでも導入されています。

なお、移転価格報告書には、主に以下の内容が含まれます。

1. 企業総覧
2. 企業グループおよび管理組織図
3. 関連者間取引のまとめ表
4. 関連者間取引分析
5. 会社法第 369 条の 12 に基づき作成された関係報告書、関係企業連結営業報告書等の資料
6. 価格設定に影響を与える関連者や関連者間取引に関するその他の資料

このうち、関連当事者間取引分析には以下の内容が含まれます。

1. 関連者間取引の参加者の機能・リスク分析
2. 独立企業間取引原則への準拠状況
3. 選定した比較対象および比較対象取引の資料
4. 最適な独立企業間取引方法の分析
5. 事業再編があった場合、その利益配分の独立企業間取引原則への準拠状況の分析
6. 選定した検証対象および選定理由、採用した独立企業間価格の算定方法とその採用の理由およびその他の方法を採用しなかった理由
7. 関連者間取引のその他の参加者が採用した価格の算定方法とその関連資料
8. 比較対象企業や比較対象取引の資料およびその出所、比較可能性を確保するための調整、仮定、独立企業間価格レンジ、独立企業原則に準拠しているかに関する結論と独立企業原則に基づく調整状況、用いた財務資料等。複数年の取引資料を用いて分析した場合は、その理由
9. 他国・地域における国内事前確認の締結状況および複数国・地域間の所得配分に関する事前協議資料

なお、台湾では OECD の BEPS 行動計画 13 における国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの 3 ファイル形式の移転価格文書の作成および提出が、2017 年度より義務化されており、上記の移転価格文書は 3 ファイルのうちのローカルファイルに該当します。